

各務原市告示第172号

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画について、同法第54条第1項各号に掲げる基準の適合性を審査する機関を次のように定める。

平成24年12月25日

各務原市長 森 真

- 1 エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関（以下「登録建築物調査機関」という。）で、業として建築物を設計し、若しくは販売し、建築物の販売を代理し、若しくは媒介し、又は新築の建築物の建設工事を請け負う者（以下「建築関連事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないもの
 - ア 登録建築物調査機関が株式会社である場合にあっては、建築関連事業者が会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人であること。
 - イ 登録建築物調査機関の役員（会社法第575条第1項に規定する持分会社である場合にあっては、業務を執行する社員）に占める建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。
 - ウ 登録建築物調査機関（法人である場合にあっては、その代表権を有する役員）が建築関連事業者の役員又は職員（過去2年間に当該建築関連事業者の役員又は職員であった者を含む。）であること。
- 2 住宅の品質の確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関（申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）第77条の2第1項に規定する指定確認検査機関を兼ねているものに限る。）